

福井市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

農林水産部

農政企画課、農村整備課及び園芸センター

企業局

上下水道経営部

経営管理課及び上下水道サービス課

上下水道事業部

下水管路課（雨水対策室）及び下水施設課（下水施設管理事務所）

(2) 監査範囲

令和2年度及び3年度（9月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

農林水産部 令和3年10月28日から令和4年1月19日まで
企業局 令和3年10月28日から令和4年1月20日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとりたい。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(指摘事項)

農村整備課が所管する損害賠償金の債権について、本来は債権が確定した平成28年度に調定事務を行う必要があったが、令和2年度まで調定事務が行われていなかった。また、令和2年度について

も、収入があった一部についてのみ事後調定が行われ、未収入分については令和3年度まで調定事務が行われていなかった。

調定とは、発生した債権を正確に把握し、確実に収入に結びつけるために、債権の内容を調査し決定するものであり、事前調定が原則である。調定事務が行われないと、収入すべき金額（調定額）とそれに対する収入未済額が会計上把握されず、決算書においても債権の状況が正確に反映されない。債権の内容を明確にし、適切に管理するために、調定事務を確実に行われたい。

【農林水産部農村整備課】